

平成 28 年度 第 1 回 みよし市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 : 平成 28 年 7 月 27 日 (水)
午後 2 時 00 分から 2 時 47 分
場 所 : 市役所 2 階 201 会議室

出 席 委 員 : 公益代表 ・天石 惇郎委員 ・野崎 又嗣委員 ・関谷 諭美委員 ・島 典広委員
: 医師及び薬剤師代表 ・西田 基委員 ・日比野 守道委員 ・加藤 芳文委員 ・木戸 功男委員
: 被保険者代表 ・高見 ユキエ委員 ・山内 なほみ委員 ・村上 峯子委員 ・小野 春男委員
事 務 局 ・福祉部長 小野田 ・福祉部次長 深谷 ・保険年金課長 野々山 ・同課副主幹 浅井 ・同課主事 野々山

福祉部次長

時間もまいりましたので、ただいまより「平成28年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。

本日の会議は約1時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。

はじめに、小野田市長より「あいさつ」を申し上げます。

市長

本日は大変ご多用の中みよし市国民健康保険運営協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

日頃は、市政運営並びに国民健康保険事業に対し、ご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、国民健康保険は、相互扶助の精神にのっとり、その加入者に対し、病気や怪我等の場合に、保険給付を行う社会保険制度であります。

制度の運営については、国・県の財政負担と国民健康保険加入者の保険税で賄われておりますが、全国的にみても国民健康保険の運営は厳しい状況にあり、本市の国民健康保険についても、保険給付費が年々増加し、近い将来非常に厳しい財政状況となってまいります。このため、みよし市といたしましては、昨年度みよし市国民健康保険データヘルズ計画を策定し、国保被保険者の疾病・治療の状況を把握・分析することにより、効果的かつ効率的な保健事業について定め、今後の保健事業展開の指針としてまいります。そのことが、市民の方々の健康寿命の延伸及び将来的な医療費の抑制になると考えております。

今後においても国民健康保険の財政運営は、厳しいものと考えられます。

本日はこの後、天石会長様に国民健康保険税のあり方についての諮問をさせていただきます。委員の皆様方から国民健康保険事業運営に関し、貴重なご意見・ご審議をお願いし、あいさつとさせていただきます。

最後に、一つだけ市の情報をお話しさせていただきます。今、小学生が土別市に行っております。

各小学校6年生2名ずつ32名となります。夏休みにこれ以外に小学校のサッカー選手、野球のクラ

ブチームも行き、合わせると 70 名近くになります。それから今月、コロンバス市から高校生がお見えになりました。本市の中学生が各校 4 名の 16 名が 8 月にコロンバス市に行きます。また、今年から新たに広島の式典に中学生が各校 3 名行きます。今日の担当部長からの話では、式典会場テントの一面に入れるとのことでありました。これらは、情報提供になりますが、本日はありがとうございました、よろしく願いいたします。

福祉部次長

ありがとうございました。次に天石会長より、「あいさつ」をお願いします。

天石会長

天石でございます。

本日は大変お忙しい中ありがとうございます。

今市長さまからもお話しがありましたように、私は社協の仕事を仰せつかっていますが、国民健康保険の他に介護保険の方も携わっています。いずれにしても、介護も国民健康保険も大分タイトになって来たと感じます。消費税が先送りされ、益々国保が大変ですが、地域でやれる事はもっと知恵を出してやって行く方向に来ているのでは無いかと思います。そんな中で、加入者が段々高齢化している、また、NHKでもやっていましたが、高額な医薬品が承認される、それから医療も高度化される、それに伴って高額な医療費を払うが、それに耐えられるかという問題がありました。そのような事を考えるとみよし市も大変難しい問題があると思いますが、本日事務局から説明があります。この会は、国民健康保険の運営に関する重要な事項の審議を行う会議でありますので、皆様の忌憚のないご意見をお聞きしたいと思います。また、後程市長から諮問を受けますが、諮問機関でもありますので、慎重審議をお願いしたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

福祉部次長

ありがとうございました。ここで年度も変わり、組織も変わったことにより、今まで市民部で行っていましたが保険年金課の業務ですが、福祉部の方の所管となりましたので、事務局の担当を紹介させていただきます。

福祉部長

福祉部長の小野田と申します。よろしく願いいたします。

保険年金課長

保険年金課課長の野々山と申します。昨年から引き続きよろしくお願いいたします。

浅井副主幹

保険年金課副主幹の浅井と申します。よろしくお願いいたします。

野々山主事

保険年金課主事の野々山と申します。よろしくお願いいたします。

福祉部次長

あらためまして、福祉部次長深谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

次第の「2 市長諮問」をさせていただきます。小野田市長より天石会長へ諮問書を渡していただきます。諮問内容は「平成29年度みよし市国民健康保険税のあり方について」です。なお、諮問書の写しは皆様方の机に置かせていただいております。

市長

みよし市国民健康保険運営協議会 天石 惇郎様 みよし市国民健康保険税についてのあり方について諮問 みよし市国民健康保険運営協議会規則（昭和49年三好町規則第10号）第2条第1項第2号に定める下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。1 平成29年度みよし市国民健康保険税のあり方についてよろしくお願いいたします。

福祉部次長

ありがとうございました。

ここで、小野田市長は他の公務があり、退席されますのでよろしくお願いいたします。

それではただいまから議事に入らせていただきます。「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項及び第2項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、天石会長よろしくお願いいたします。

天石会長

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。

まず始めに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の出席者は12名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。

保険年金課長

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと思います。

木戸委員さん、村上委員さん恐れ入りますが、議事録署名者に指名しますのでお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を先程紹介のありました、野々山主事にお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

次第3報告事項(1)の「平成27年度みよし市国民健康国民健康保険特別会計決算見込について」事務局より説明をお願いします。

それでは、報告事項1番目になります、平成27年度みよし市国民健康保険特別会計決算見込についてご説明します。

それでは、着座にて失礼します。

1ページの資料1になります。

表題に「見込」とありますが、決算につきましては、9月に開催される定例市議会において、報告・承認をいただくことにより、正式に決定するものであり、本日は事前報告であることから、「見込」とさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

こちらに文章で平成27年度決算の概要を記載しておりますが、これでは少しわかりにくいと思いますので、2ページ以降の表やグラフで説明させていただきます。

まず2ページ目ですが、(1)被保険者数として、過去4年間の被保険者数の推移を掲載しております。

本市においては、市全体では世帯数・人口ともに増加してはおりますが、それに反して、国保加入世帯数・被保険者数は年々減少傾向にあることがわかります。

本市は、市内及び周辺に企業が多いこともあり、もともと社会保険に加入している方が多かったのですが、リーマンショック以降、景気の低迷により会社を辞めて、国保に加入された方が増えたため、国保被保険者が一時増加しました。

その後、景気に再び回復の動きが見えてきて、再就職等により国保から他の医療保険制度に変わった方が年々増えてきたことが、国保被保険者減少の大きな要因になっていると考えられます。

3ページでは、(2)として、年度別決算状況を掲載しており、表の右の側が27年度見込となっております。

27年度決算見込額としましては、合計欄にありますように、歳入53億2,001万7,066円、歳出51億1,743万4,694円で、収支差引額2億258万2,372円でした。

また、27年度末における基金保有額は、3億9,293万8,949円でした。

細かい内訳としましては、この表のとおりですが、4ページのグラフをご覧くださいますと、4本の折れ線がありますが、上から1本目が歳入・2本目が歳出を表しており、27年度見込においては、上から3本目の保険給付費の変動に比べて、歳入・歳出ともに大きく増額となっています。

この点につきましては、3ページにお戻りいただきまして、表の歳入区分の中ほどにあります「共同事業交付金」、それと歳出区分の中ほどにあります「共同事業拠出金」が、それぞれ大きく増額となったことが要因となっています。

共同事業とは、高額療養費が発生しますと、市の国保会計に負担がかかることとなりますが、それを緩和するために、過去における高額療養費支給にかかる実績に基づき、県内の市町村で拠出金を出し合って、共同で対応していこうというものです。

そして、その拠出金の財源に充てるものとして、国民健康保険連合会から交付金が交付されています。

27年度は、この制度の適用範囲が拡大されたことにより、交付金や拠出金がそれぞれ増額となりました。

4ページにお戻りください。

次に、(3)は国民健康保険事業基金の状況です。この基金は、主に緊急に保険給付費の支払いが必要となった場合に備えるためのものです。

次に、(4)は過去3年間の保険給付費の状況です。

保険給付費は、一般に、レセプト等に基づき医療機関等に支払う療養給付費、コルセットなどのように本人立替払のものを後から支給する療養費、それと自己負担金限度額を超えた分を支給する高額療養費に分かれます。

26年度においては、全体的に25年度を下回りましたが、27年度では再び25年度並みに金額が増えています。

高額療養費につきましては、金額としては25年度並みとなっていますが、件数が激増しています。

この状況については、5 ページのグラフでも表されています。

ここで追加訂正となりますが、5 ページのグラフの単位の記載漏れがありましたので、単位は円でお願います。27 年度は見込でありますので、(見込) を追加させていただきたいと思います。

この増減の原因については、詳しく分析したわけではありませんが、被保険者数の減少した半面、1 人当たりの保険給付費が増額しているなど、様々な要因が影響しているものと思われま

次に、(5) 1 人当たり・1 世帯当たりの保険給付額です。

医療分にかかる保険給付費のうち、約 4 分の 1 強を保険税で賄っていることを示していますが、27 年度では、1 人当たり・1 世帯あたり、ともに保険給付費が 26 年度と比べて、若干増額となっています。

6 ページでは、その推移をグラフで表しています。

ここでも、27 年度は見込でありますので、(見込) を追加訂正させていただきたいと思

次に、(6) 出産育児一時金・葬祭費の状況です。

出産育児一時金については、1 件につき 42 万円以内を支給しています。葬祭費につきましては、1 件につき 5 万円を支給しています。

7 ページに、その支給状況の推移をグラフで表しています。

次に、(7) 保険給付費等に対する税の割合ですが、こちらにありますように、保険給付費等のうちの約 4 分の 1 強を保険税で賄っている状況となっております。

本来は、給付費の 50% を保険税等で賄うこととされておりますので、収支バランスを考えますと、保険税が占める割合は、まだまだ低い状況となっております。

8 ページには、その推移をグラフで表しています。

次に (8) には 27 年度の現年課税分の国保税の課税状況が記載されております。

最後に、9 ページに総括として、みよし市国保のここ数年の状況について述べております。

要点のみ申し上げますと、被保険者の高齢化、医療の高度化等の影響による医療費が増額傾向にあることに対し、国保被保険者が減少傾向にあるため、保険税収が伸び悩み、その結果、ますます国保特別会計の財源は不足となる見通しとなることから、今後も医療費の抑制と保険税収の確保が引き続き重要課題となります。

また、平成 30 年度からの国保県広域化も視野に入れた財政運営を進めていく必要があります。

以上、平成 27 年度みよし市国民健康保険特別会計決算見込の説明とさせていただきます。

天石会長

今事務局の方から報告事項として、平成 27 年度みよし市国民健康保険特別会計決算見込の説明がありました。ご質問はありませんか。

小野委員

一つよろしいでしょうか。5 ページの 5 番で 1 人当たりの現年度分調定額の 1 人あたりは、どういった算出になりますでしょうか。市民の頭数で計算されていますか。

保険年金課長

国民健康保険の被保険者数で計算しております。

小野委員

病気に罹った人を対象にしている訳ではありませんか。

保険年金課長

国保に入っている方で計算しています。

小野委員

もう一つよろしいでしょうか。
去年も話をさせてもらったが、これだけがかかっているのは重々承知していますが、実態という部分が分からない。例えば、去年他の部署で健康づくり、食生活の指導とかの活動がこの中に織り込まれ、前年度に比べてこのような活動をしたから、このようになった。健康づくりのための予算をどれだけ使うとか、食生活の一人一人の知識を上げるとか、そちらの方の費用とこちらの方の費用を入れながら今やっているその健康づくりが活きているかどうかを検証するようなデータを入れるといいかと思う。

保険年金課長

これにつきましては、前年度の第 2 回目でも説明しましたが、国民健康保険データヘルス計画を平成 27 年度に策定しております。

小野委員

今日は間に合わないとしても、これからのデータ作りとして、活きた活動をやる費用がどれだけかかり、その費用をかければ、医者にかかる確率がぐっと下がるだとか、他の自治体では効果が出てい

るとテレビで報道されているので、みよし市でもそのようなデータ取りをして、活きた活動に繋げていただくといいかなと思います。是非検討ください。

保険年金課長

今のご意見を念頭におきながら健康づくりを推進していきたいと思います。

天石会長

次に(2)の「みよし市国民健康保険データヘルス計画について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

報告事項(2)みよし市国民健康保険データヘルス計画について
みよし市国民健康保険データヘルス計画について、ご説明いたします。
10ページの資料2になります。

まず、データヘルス計画につきましては、昨年度の第2回運営協議会において、計画策定の趣旨や方針について、ご説明させていただき、本年3月に計画を策定いたしました。

内容といたしましては、市内の国民健康保険被保険者の健診データや受診データ等を活用し、被保険者の疾病・治療の状況を把握・分析し、本市の特性に合わせた保健事業展開の指針を定めたものとなっております。

本来であれば、皆さんに現物をお渡しして、ご覧いただければとは存じますが、計画書は全部で81ページにわたるもので、印刷にかかる予算の都合上、ご用意することができませんでした。何卒ご容赦いただきますようお願いいたします。

なお、計画書につきましては、本庁舎1階エレベータ前にあります市民情報プラザで閲覧いただけます。

また、保険年金課や実際に保健事業の実施を担当する健康推進課のホームページにも掲載しておりますので、また改めて、ご覧いただければと思います。

10ページをご覧ください。

計画書は、第1章から第7章で構成されており、ここでは、資料の10ページから12ページに、計画書の中でも肝となる、みよしの現状とそれに対する課題及び方向性を示した第3章を抜粋してお示ししております。

この中で、要点のみ申し上げますと、本市の現状として、まず医療費において、がんの他に、脳梗

塞、糖尿病、高血圧症などの生活習慣病にかかわるものが上位を占めていることがわかりました。

そういった生活習慣病につきましては、早期発見・早期治療により重症化防止、さらには医療費の抑制につながると言われており、その一番の足掛かりとして、特定健診の受診が挙げられるのですが、11 ページにもありますように、本市では特定健診の受診率が低く、特に 40 代・50 代の若い世代の受診率が低くなっていることなどがわかりました。

こういったことを受けまして、本市としましては、28 年度は特定健診の受診率の向上を図るため、対象者に対しハガキや電話による受診勧奨を行うこととしました。

今後は、この計画に基づき、実施した事業の結果について検証を行い、さらに効果的な保健事業の方向性を見極めながら、事業を進めてまいります。

以上、みよし市国民健康保険データヘルス計画についての説明とさせていただきます。

天石会長

今事務局から説明がありましたが、質問等はよろしいでしょうか。

小野委員

今の説明のように健診の受診率が低いからこのように費用を使っているという話の中で、大企業については、きちんと社内で健康診断を行っているが、小さい事業所については、充分で無いと言っているのか。

保険年金課長

社会保険に入っている方は、会社の方から健診を促されるが、国保に入っている人は、自営業者が多いので個人事業者の方はなかなかそこまで、健診を受けていただけないのが実状です。

小野委員

小さい企業の中で、例えば労働基準法、衛生法で、働く労働者の健診については、一般的には、年一回、特殊な作業については年 2 回受けなさいとの法律もあります。そういう部分で実際に受けさせなければいけないのに、一部の事業体が受けさせていないからこのような事になるということならば、追求するべきではないか。

保険年金課長

そのような事業所の方が国保に入っているか、社会保険に入っているかということがあるかと思いますが。

小野委員

そのような事を解析していかなければ、あるべき姿に繋がっていかない。法律で定められた健保というものは、健康診断については、事業者は年1回か2回はやらせなければいけないとなっているなら行政指導をやるべきだと思います。それについても検討してください。

天石会長

定年でお辞めになった方が国保で年1回受けるというのを強制するのも大変難しいとも思います。早期受診と医療費との関係についても今後も検討していただきたいと思います。

次に次第4協議事項の「平成29年度みよし市国民健康保険税のあり方について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

協議事項 平成29年度みよし市国民健康保険税のあり方について、ご説明します。

13ページの資料3になります。

国保税につきましては、現在2年ごとに見直しを行うこととし、平成26年度の運営協議会の答申を受け、平成27年度に税率の見直しを行いましたので、本年度において平成29年度の税率のあり方をご検討いただくこととなります。

14ページの表1をご覧ください。

現在、本市の国保税の賦課方式としましては、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式を採用していますが、26年度の答申の中で「資産割は廃止を含めた見直しが望ましい」との意見をいただき、27年度において、資産割税率を10%から5%に引き下げました。

それと併せて、所得割税率と均等割額を引き上げましたが、表2にありますように、保険給付費等に対する保険税の割合が約27%弱で、先ほど決算説明の際にも申し上げましたが、保険給付額に対して保険税等で50%を賄うという原則からみますと、歳入歳出のバランスを保つには、まだ低い状況にあります。

15ページをご覧ください。

ここにありますように、近隣の11市の状況をみますと、現在5市が資産割を賦課しない3方式を

採用しており、ここにはありませんが、県内 54 市町村のうち、4 方式を採用しているのは、本市を含め 38 市町村あり、そのうちの本市以外に 7 市町村が現在 3 方式への変更を検討しているとのことです。

また、年税額でみますと、本市は他市と比較して、まだ低い状況となっております。

これらのことから、今後も安定的な国保制度を維持していくためには、給付に見合った税率への引き上げが必要であり、加えて、平成 29 年度につきましては資産割の廃止を考慮したうえでの見直しについてのご検討をお願いいたします。

なお、今後の予定ですが、事務局の方で見直し案をいくつか作成し、11 月頃に開催を予定しております第 2 回目の協議会において、提案させていただきます。

そして、年明け 1 月に第 3 回目の協議会を開催させていただき、見直し案を決定させていただくという予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

また、16 ページに現在までの国保税率の変遷を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

以上、説明とさせていただきます。

天石会長

今、事務局より説明いただきましたとおり、これは来年 1 月に諮問するということになりますので、今回が第 1 回目でありまして、今回はこのような状況にあるということをご理解いただいて、この次の回の時には、より具体的な数字が我々に示され、それについて論議する。方向としましては、この後のその他であります。一つは国民健康保険の広域化という点も合わせて国民健康保険がどうあるべきかということに繋がると思います。

今、事務局の説明がありました件について質問、ご意見等ありますか。

〈質問無し〉

天石会長

無ければ、続きまして、次第 5 その他「国民健康保険の広域化について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

それでは、次第の5番目になります。その他、国民健康保険に広域化について説明をさせていただきます。

30年度からの国保の広域化につきましては、昨年度第1回目の運営協議会の際に少しご説明をしましたが、これが国保税の今後のあり方にも大きく影響してくる部分がありますので、改めてご説明させていただきます。

17ページの資料4をご覧ください。

国保制度改革により、平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となるということは既にご説明したとおりですが、それに伴い、国保財政におけるお金の流れが大きく変わることとなります。

左下の図をご覧ください。

現行では、被保険者からの国保税を市の国保特別会計のみで管理しており、そこから、被保険者が医療機関で受診した際の医療費などの保険給付費を支出するという、いわば市の国保特別会計の中で、賦課・給付が完結しているわけですが、30年度からは、右側の図にありますように、市は、まず被保険者から国保税を徴収し、それを財源とし、県の国保特別会計に「納付金」という形で一旦納めます。

このように、県が県内市町村からの納付金を一括管理することで、財政運営の責任主体となります。

そして、保険給付に必要とする費用が、県の国保特別会計から市の特別会計に対し「交付金」として交付され、そこから保険給付費を支出するという流れになります。

それでは、市から県に納める納付金の額は、どのように決められるかですが、これについては、18ページをご覧ください。

上の四角の中にありますように、県が市町村ごとに医療費水準・所得水準等を考慮し、決定します。

また、その決定根拠として、市町村ごとに標準保険税率が算定・公表されます。

次に、19ページをご覧ください。

先ほども説明させていただいたように、県から請求される納付金の額は、県が示す標準保険税率に基づき決定されることとなり、その財源は、原則、市が賦課・徴収する国保税ということになります。

ただ、下の「市町村」と「住民」との間の吹き出しにありますように、県が示す標準保険税率はあくまでも参考であり、各市町村の税率は従来どおり各市町村で決定するという事は変わりません。

ということは、単純に考えれば、市の保険税率が県の示す税率に近ければよいのですが、先ほどご説明したとおり、現在の本市の保険税率は、県内でも低い基準にあることから、まだ確証はありませんが、納付金額を保険税だけでは賄えないこと可能性があります。

その場合、不足分を市の一般会計から補てんすることとなり、市への財政負担が大きくなることが予想されます。

このことから、最終的には市が定める税率も標準保険税率に近づけざるをえないと思われま

す。県から、どの程度の標準保険税率が示されるかにもよりますが、市の税率との間に開きが大きかった場合、一気に引き上げてしまいますと、被保険者の負担が大きくなってしまいます。

そこで、本年度、皆様に平成 29 年度の国保税率の見直しをご検討いただき、次の見直しは 2 年後の平成 31 年度というのが本来の予定ではありましたが、これらのことを考慮しますと、事務局としましては、毎年段階的に見直しを行い、少しでも被保険者にかかる負担の緩和を図ることが必要であると考えております。

本年度、税率の見直しをしていく中で、その方向性についてもお諮りしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

天石会長

今説明がありましたが、中々厳しい事がわかります。15 ページの様にみよし市は他の市町に比べると、国保税が低いですが、いつまでもこのままではいけない。今、市の財政が裕福だからといってもいつまでも補填できるとは限らない。その点も頭に入れながら、我々委員は論議していかなければならない。

次回の時にその事を含めて、ご説明いただけるとの事ですね。

保険年金課長

そのとおりです。

天石会長

何か今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見はありますか。全体を通して結構です。

〈質問無し〉

天石会長

それでは、質問もありませんので、以上で、本日予定されておりました議事についての審議は全て終了いたしました。委員の皆様には、大変ありがとうございました。

福祉部次長

ありがとうございました。以上で平成28年度第1回国民健康保険運営協議会を終了いたします。次回具体的な数字を提案させていただくことになるかと思いますが、開催にあたりましては出来るだけ早い時期にご連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一同ご起立お願いいたします。

一同礼 ありがとうございました。